3　トラベリングブロック等	1　設置 2　位置の変更 3　改造であって、次に掲げるもの (1)　種類又は型式の変更を伴うもの (2)　トラベリングブロックにおけるロープの接触その他の損傷を防止するための保護設備に係るもの (3)　フックの安全装置に係るもの (4)　トラベリングブロック等の強度に影響を及ぼすもの 4　取替え 5　廃止	1　設置 2　改造であって、次に掲げるもの (1)　種類又は型式の変更を伴うもの (2)　トラベリングブロックにおけるロープの接触その他の損傷を防止するための保護設備に係るもの (3)　フックの安全装置に係るもの (4)　トラベリングブロック等の強度に影響を及ぼすもの 3　取替え
4　泥水循環設備	1　設置 2　位置の変更 3　改造であって、次に掲げるもの (1)　泥水循環設備の能力の変更を伴うもの (2)　種類又は型式の変更を伴うもの (3)　ポンプの圧力計又は安全弁に係るもの (4)　泥水循環設備の高圧ガス製造設備に係るもの (5)　泥水循環設備のロータリーホースの強度に影響を与えるもの (6)　泥水循環設備のロータリーホースの落下防止措置に係るもの (7)　泥水循環用タンク内の泥水量の異常な増減を直ちに知ることができる装置に係るもの 4　取替え 5　廃止	1　設置 2　改造であって、次に掲げるもの (1)　泥水循環設備の能力の変更を伴うもの (2)　種類又は型式の変更を伴うもの (3)　ポンプの圧力計又は安全弁に係るもの (4)　泥水循環設備の高圧ガス製造設備に係るもの (5)　泥水循環設備のロータリーホースの強度に影響を与えるもの (6)　泥水循環設備のロータリーホースの落下防止措置に係るもの (7)　泥水循環用タンク内の泥水量の異常な増減を直ちに知ることができる装置に係るもの 3　取替え
5　噴出防止設備	1　設置 2　位置の変更 3　改造であって、次に掲げるもの (1)　噴出防止設備の能力の変更を伴うもの (2)　種類又は型式の変更を伴うもの (3)　噴出防止設備の高圧ガス製造設備に係るもの	1　設置 2　改造であって、次に掲げるもの (1)　噴出防止設備の能力の変更を伴うもの (2)　種類又は型式の変更を伴うもの (3)　噴出防止設備の高圧ガス製造設備に係るもの 3　取替え

	4　取替え 5　廃止	
(三)　圧送機の設置又は変更の工事	1　設置 2　位置の変更 3　改造であって、次に掲げるもの (1)　圧送機（二酸化炭素が通る部分に限る。）の材料の変更を伴うもの (2)　圧送機（二酸化炭素が通る部分に限る。）の能力又は吐出圧力の変更を伴うもの (3)　圧送機（二酸化炭素が通る部分に限る。）の耐圧部分の強度に影響を及ぼすもの (4)　安全装置の種類又は取付箇所の変更を伴うもの (5)　外部強制潤滑油装置の種類の変更を伴うもの (6)　警報装置の種類の変更を伴うもの 4　取替え 5　廃止	1　設置 2　改造であって、次に掲げるもの (1)　圧送機（二酸化炭素が通る部分に限る。）の材料の変更を伴うもの (2)　圧送機（二酸化炭素が通る部分に限る。）の能力又は吐出圧力の変更を伴うもの (3)　圧送機（二酸化炭素が通る部分に限る。）の耐圧部分の強度に影響を及ぼすもの (4)　安全装置の種類又は取付箇所の変更を伴うもの (5)　外部強制潤滑油装置の種類の変更を伴うもの (6)　警報装置の種類の変更を伴うもの 3　取替え
(四)　配管（二酸化炭素が通る部分であって内径百五十ミリメートル以上のものに限る。）の設置又は変更の工事	1　設置 2　位置の変更 3　改造であって、次に掲げるもの (1)　材料の変更を伴うもの (2)　強度に影響を及ぼすもの (3)　ベントスタックの種類、主要寸法、材料、取付箇所又は放出圧力の変更を伴うもの (4)　別表第三の一の項中欄3に掲げる(2)から(6)までのいずれかの変更を伴うもの（貯留等工作物等の技術上の基準を定める省令（以下この別表及び別表第二において「技省令」という。）第三十一条に規定する配管に限る。） 4　取替え 5　廃止	1　設置 2　改造であって、次に掲げるもの (1)　材料の変更を伴うもの (2)　強度に影響を及ぼすもの (3)　ベントスタックの種類、主要寸法、材料、取付箇所又は放出圧力の変更を伴うもの (4)　別表第三の一の項中欄3に掲げる(2)から(6)までのいずれかの変更を伴うもの（技省令第三十一条に規定する配管に限る。） 3　取替え